

総務委員会関係報告

I. 会報の発行

令和7年度協会報463号より466号まで4回発行し、会員・関係団体への配布により協会の事業運営状況等についての周知を図った。

内容は、役員名簿、通常総会・理事会・各委員会の議事録、協定書・確認書等の資料、諸会議・行事並びに編集後記により構成されている。

II. 庶務関係

1. 会員の異動

令和7年度末会員数 正会員 177社（令和8年3月31日付退会会員1社含む）
賛助会員 16団体

（入会正会員 1社）

令和7年4月17日付

アラタカンパニー株式会社（関連（固定・区画、荷造・荷直））

（退会正会員 1社）

令和8年3月31日付 Jーロジテック株式会社（はしけ）

（入会賛助会員 12社）（順不同）

令和7年4月	株式会社東京マリンサービス
	株式会社ハーベックス
7月	青海流通センター株式会社
	五洋建設株式会社 東京土木支店
	東亜建設工業株式会社 東京支店
	東京港健康保険組合
	東京木材埠頭株式会社
	有限会社東北産業
	トヨタL&F東京株式会社
	株式会社ワールド流通センター
10月	野村不動産株式会社
12月	東洋建設株式会社

2. 表彰関係

本年度中に下記の諸氏がそれぞれ表彰された。(順不同、敬称略)

(1) 関東運輸局長表彰 (海事功労)

渡部 吉隆 関東海陸企業株式会社

(2) 関東運輸局長表彰 (永年勤続)

渡辺 喜博 一般社団法人日本貨物検数協会
田中 治 泉海陸作業株式会社

(3) 東京都功労者表彰 (産業振興)

西川 聡 新興海陸運輸株式会社

(4) 東京都功労者表彰 (労働精励)

加藤 芳昭 関東港運株式会社

(5) 東京都知事感謝状 (港湾功労)

相馬 智行 泉海陸作業株式会社
安保 靖博 栗林運輸株式会社
笠松 宗介 株式会社太洋マリーン
田島 一茂 東海海運株式会社

(6) 一般社団法人 東京港運協会会長表彰

門馬 康彦 泉海陸作業株式会社
伊東 伸悟 関東港運株式会社
石川 和彦 栗林運輸株式会社
児玉 吾郎 株式会社太洋マリーン
大貫 裕 株式会社太洋マリーン
中村 潔 東海海運株式会社
篠崎 浩 東海海運株式会社
後藤 益之 東海海運株式会社
堀江 大史 藤木企業株式会社
安田 淳 藤木企業株式会社

3. 東京港振興使節団

東京港の振興策として、毎年官民が一体となって海外に「東京港振興使節団」を派遣しており、当協会もこれに参加している。

令和7年度 東京港振興使節団（外貿ミッション）概要

期 間	令和7年7月6日～7月12日（5泊7日）
訪問地	ニューヨーク・ニュージャージー港、ロサンゼルス港
参加者	東京都港湾局（3名）、東京港埠頭株式会社（4名） 一般社団法人東京港運協会 （高木延康副会長、近田毅彦事務局長） 東京倉庫協会（1名）、東京港港湾運送事業協同組合（1名） 一般財団法人東京港湾福利厚生協会（1名） 一般社団法人東京都港湾振興協会（1名）

Ⅲ. 本年度の開催会議（通常総会、理事会、総務委員会）

1. 「第60回 通常総会」

令和7年6月10日 於 東京プリンスホテル 鳳凰の間

- 第1号議案 令和6年度事業報告の件
- 第2号議案 令和6年度決算報告の件
- 第3号議案 役員報酬の総額を定める件
- 第4号議案 役員改選の件

2. 「理事会」年10回開催

第1回 理事会（R7.4.17）

- 1. 第60回通常総会招集について（審議事項）
- 2. 令和7年度事業計画案について（審議事項）
- 3. 会員及び賛助会員の入会について（審議事項）
 - (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
- 4. 委員会委員の一部変更について（審議事項）
- 5. 部会委員の一部変更について（報告事項）
- 6. 表彰候補者の推薦について（報告事項）
- 7. 労務関係報告
 - (1) 早朝ゲートオープン協定書
 - (2) 港湾運送事業の運賃・料金における適切な価格転嫁に向けたお願い
 - (3) 争議通告
 - (4) 地区事前協議
- 8. 米国自動車関税措置等により影響を受ける中小企業との取引に

関する配慮について

9. 「CNP 認証（コンテナターミナル）」制度について
10. 2025 年都立高校生職場体験事業について
11. 熱中症対策連絡会の開催について
12. 「みなとSDGs パートナー登録制度」第 11 回登録事業者の決定及び第 12 回登録事業者の募集について
13. 港湾運送事業の休止について（報告事項）
14. 日本港運協会理事会報告
15. その他

第 2 回 理事会 （R7.5.15）

1. 第 60 回通常総会提出議題（案）について（審議事項）
2. 委員会委員の一部変更について（審議事項）
3. 労務関係報告
 - (1) 春闘関係（中央）
 - (2) 春闘関係（港荷）
 - (3) 地区事前協議
4. 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について
5. 港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行に関する要望書の提出について
6. 職場における熱中症対策の強化について
7. 港湾運送業若年者理解・入職促進事業に係る協力依頼について
8. 港湾運送業及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ等について
9. 東京港振興使節団への派遣について
10. 国交省との意見交換会について
11. その他

第 3 回 理事会 （R7.6.10）

1. 会長・副会長・専務理事・常務理事・業務執行理事・委員会委員長
の選任について（審議事項）

第 4 回 理事会 （R7.7.17）

1. 賛助会員の入会について（審議事項）
2. 委員会副委員長及び委員の委嘱について（審議事項）
3. 総合部会及び各部会の正・副部会長の委嘱、部会委員の委嘱について（報告事項）
4. 特別委員会の設置について（報告事項）
5. 労務関係報告

- (1) 春闘関係
- (2) 地区事前協議
- 6. 「港湾労働者不足対策等アクションプラン 2025」の策定について
- 7. 下請法等の成立について
- 8. 高校生職場見学（みなと de ワーク事業）について
- 9. 退職予定自衛官の人材確保に係る取組について
- 10. 「みなとSDGsパートナー登録制度」第12回登録事業者の決定及び第13回登録事業者の募集について
- 11. 海上からの東京港の見学会について
- 12. 東京港振興使節団派遣報告について
- 13. 日本港運協会理事会報告
- 14. その他

第5回 理事会 (R7.9.18)

- 1. 賛助会員の入会について（審議事項）
- 2. 会費及び入会金規定の変更について（審議事項）
- 3. 委員会委員の一部変更について（審議事項）
- 4. 労務関係報告
 - (1) 地区事前協議
- 5. 国際港湾施設における保安措置の徹底について
- 6. 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について
- 7. 価格交渉月間の実施について
- 8. 下請法・下請振興法改正法に関する説明会の開催について
- 9. 最低賃金の引上げに関する支援拡充について
- 10. 港湾運送事業の休止について（報告事項）
- 11. 都立高校生職場体験事業実施状況について
- 12. 会員関係の東京港見学会について
- 13. 海上からの東京港の見学会について
- 14. 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの公表について
- 15. 中防内側臨時積出施設の事業開始について
- 16. その他

第6回 理事会 (R7.10.16)

- 1. 労務関係報告
 - (1) 年末年始例外荷役について
 - (2) 地区事前協議
- 2. 港湾運送業界理解促進研修会（ハローワーク）の実施について
- 3. 「みなとSDGsパートナー登録制度」第13回登録事業者の決定及び第14回登録事業者の募集について

4. 気象庁の津波警報等について
5. 令和7年度第1回港運4団体防災訓練について
6. その他

第7回 理事会 (R7. 11. 20)

1. 職員就業規則の変更について（審議事項）
2. 「港湾運送事業における適正取引等推進のためのガイドライン（案）」に対する意見照会について
3. 労務関係報告
 - (1) 年末年始例外荷役について
 - (2) 協定履行の徹底について
 - (3) 地区事前協議
4. 港湾運送事業業界セミナーの実施について
5. 知事要望について
6. 港湾運送事業の休止について（報告事項）
7. 「コーチング」セミナーについて
8. 令和7年度第1回港運4団体防災訓練について
9. その他

第8回 理事会 (R7. 12. 18)

1. 賛助会員の入会について（審議事項）
2. 労務関係報告
 - (1) 地区事前協議
3. 「令和7年度東京港のつどい」について
4. その他

第9回 理事会 (R8. 2. 19)

1. 労務関係報告
 - (1)春闘要求（中央・港荷）
 - (2)2026年度早朝ゲートオープンの継続要請について
 - (3)青海公共における遠隔操作RTG導入に関する暫定作業基準確認書の締結について（報告事項）
 - (4)遠隔操作等の荷役機器に係る技能修了証発行に関する運用規定について（報告事項）
 - (5)地区事前協議
2. 特別委員会報告（適正取引推進のためのガイドラインの公表）
3. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について
4. パートナリーシップ構築宣言ひな形の改正について

5. 港湾運送業における外国人労働者の受入れについて
6. 「みなとSDGsパートナー登録制度」第14回登録事業者の決定及び第15回登録事業者の募集について
7. 令和8年度東京都予算案について
8. 令和7年度東京港のつどい（報告）について
9. 第77回東京みなと祭の開催について
10. 令和7年度第2回港運4団体防災訓練について
11. その他

第10回 理事会 (R8.3.19)

1. 令和8年度事業計画案及び収支予算案について（審議事項）
2. 賛助会員の入会について（審議事項）
3. 委員会委員の一部変更について（審議事項）
4. 表彰候補者の推薦について（報告事項）
5. 労務関係報告
 - (1) 春闘関係
 - (2) 地区事前協議
6. 会員の退会について（報告事項）
7. 「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」の英語訳等の周知及び活用促進について
8. 価格交渉促進月間の実施について
9. 港湾運送事業の休止について（報告事項）
10. 第二回港湾運送業界理解促進研修会の実施について
11. 熱中症対策連絡会の開催について
12. 日本港運協会理事会報告
13. その他

3. 「総務委員会」年7回開催

第1回 総務委員会 (R7.4.15) 書面開催

1. 会員の入会について（審議事項）
2. 賛助会員の入会について（審議事項）
3. 表彰候補者の推薦について（審議事項）
4. 令和7年度事業計画案について（審議事項）

第2回 総務委員会 (R7.5.13)

1. 第60回通常総会提出議題（案）について（審議事項）

第3回 総務委員会 (R7.7.16) 書面開催

1. 賛助会員の入会について（審議事項）

第4回 総務委員会 (R7. 9. 17) 書面開催

1. 賛助会員の入会について (審議事項)
2. 会費及び入会金規定の変更について (審議事項)

第5回 総務委員会 (R7. 11. 19) 書面開催

1. 職員就業規則の変更について (審議事項)

第6回 総務委員会 (R7. 12. 17) 書面開催

1. 賛助会員の入会について (審議事項)

第7回 総務委員会 (R8. 3. 17) 書面開催

1. 賛助会員の入会について (審議事項)
2. 令和8年度事業計画案及び収支予算案について (審議事項)
3. 表彰候補者の推薦について (審議事項)

業務委員会関係報告

令和7年度の業務委員会は1回開催した。

業務委員会における事業内容は、次のとおりである。

1. 業務委員会

第1回：令和7年5月9日（金）開催

議 題：1) 令和6年度 業務委員会事業報告（案）について
2) その他

2. 東京港早朝ゲートオープン

東京港における交通混雑緩和のため、東京港早朝ゲートオープン（平日のゲートオープン時間を8時30分から7時30分に繰り上げ）を実施し、夕方時における交通混雑緩和に一定の効果正在している。

本年度においても、東京都からの要請に基づき地区労使による協議の結果、早朝ゲートオープンを1年間実施した。

最大実施ターミナルは、6ターミナル（大井、青海、中央防波堤）となる。

- ・実施期間：令和7年4月1日 ～ 翌年3月31日
- ・取扱個数：45,395 個

3. 東京港におけるSOLAS対応について

各重要国際埠頭施設の制限区域に人又は車両が立ち入る際には、出入管理保安要員によるPSカードの所持確認及び3点確認（本人・所属・目的）が行われている。

令和7年9月、国土交通省港湾局海岸・防災課からの通知「国際港湾施設における3点確認等の保安措置の徹底」を受け、ゲートでの出入管理の現況確認及び再発防止に関する説明会を開催した。

また、PSカード使用規約の改定についても随時周知し、保安体制の強化を図っている

4. (一社) 日本港運協会「E S G ・ S D G s 対策委員会」について

近年、各企業は ESG（環境・社会・企業統治）経営という視点と SDGs の 17 の項目への貢献が求められている。このため、日港協は令和 3 年 10 月に「ESG・SDGs 対策委員会」を新設した。

環境問題、特に脱炭素への取組みを業界として推進するため「CO2 排出量簡易算定表」を作成し、それを基に各事業者が「自社のエネルギー量（CO2 排出量）の把握、削減目標値の設定」を定め CO2 排出量の削減に自主的に取り組んでいる。

また、国土交通省港湾局は SDGs 達成に資する取組みの普及促進を支援し、港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献することを目的とする「みなと SDGs パートナー登録制度」が、創設された。

本登録制度を通じて港湾運送事業者が行う事業活動等の取組みと、SDGs の関連性について「気づき」を促すと共に、SDGs への取組みの「見える化」にも繋がることもあり、港湾運送事業者の登録促進を促している。

5. 「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」について

東京都は、東京港の脱炭素化に向けた取組みを戦略的に推進して行くことを目的としたカーボンニュートラルポート(CNP)形成計画の策定に向け、港湾関係事業者や脱炭素化に知見を有する企業などで構成する検討会を令和 4 年 6 月に設置した。

本検討会における構成員の企業・団体からの意見・取組状況を踏まえ、令和 5 年 3 月に「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画」を策定し、令和 8 年 3 月には「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画 2.0」が公表された。

本計画は東京港を利用する港運事業者、船会社、トラック事業者等を含む港湾全体を対象とし、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や港湾に立地する産業との連携について、2030 年カーボンハーフ、2050 年カーボンニュートラルのロードマップを定めている。

6. 東京港における港湾工事等に係る船舶航行安全対策について

(1) 東京港航行安全専門委員会

東京港内及び隣接する河川等で施工される各種工事等について、発注者及び施工者から説明を受け、航行船舶に支障を来たさぬよう安全対策を審議した。

本年度は、199 件の工事・作業案件に対処した。

主な事案としては、長期に亘る「新海面処分場D・E・Fブロック工事」・「勝どきポンプ所ポンプ棟建設工事」等がある。

(2) 外部委員会

(公社) 東京湾海難防止協会等の主催による各種専門委員会に参画した。

1) 東京地域連絡会

(第1回 令和7年7月16日 第2回 令和8年2月9日)

2) 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル
船舶航行安全対策検討調査委員会

(第1回 令和7年8月25日 第2回 令和7年11月18日)

3) 処理水圧送施設更新に伴う船舶航行安全検討委員会

(第1回 令和7年9月16日)

4) 新海面処分場船舶航行安全対策検討委員会

(第1回 令和7年10月9日 第2回 令和8年1月26日)

5) 新海面処分場建設工事等船舶航行安全協議会

(第1回 令和7年11月19日 第2回 令和8年2月25日)

7. 台風・津波等対策委員会

東京港内に入港・接岸する船舶及び港湾施設等の安全対策を図るため、台風・津波等対策委員会（事務局 東京海上保安部）と連携し、台風・低気圧等の情報を関係者に周知した。

近年は、地球温暖化による海水面温度上昇の影響を受けて、注意喚起が頻発している。

8. 港湾運送事業の許可及び届出等について

令和7年度 関東運輸局に受理された案件は、次のとおりとなる。

- (1) 鴻池運輸㈱の「港湾荷役事業（船内限定）」は、令和7年4月5日から翌年4月4日までの事業休止届が受理された。
- (2) 芝海㈱の「一般港湾運送事業」及び「港湾荷役事業（船内限定）」は、令和7年4月1日から翌年3月31日まで事業休止届が受理された。
- (3) 豊通物流㈱の「一般港湾運送事業」は、令和7年4月1日から翌年3月31日まで事業休止届が受理された。
- (4) トレーディア㈱の「港湾荷役事業（沿岸限定）」は、令和7年9月1日から翌年8月31日まで事業休止届が受理された。
- (5) 日東富士製粉㈱の「港湾荷役事業（一貫限定）」は、令和7年9月1日から翌年8月31日まで事業休止届が受理された。

9. 各種抛出金実績について

各種抛出金実績（令和7年1月～12月作業分）は、次のとおりである。

（単位：円）

料 金 区 分	取 扱 量	港湾福利分担金	労働安定基金	港湾労働法 関係付加金	港 湾 運 送 高度化資金
船内・沿岸一貫荷役	158,575(t)	1,585,750	1,110,025	475,725	317,150
船 内 荷 役	824,351(t)	4,122,015	2,885,463	1,236,630	824,351
沿 岸 荷 役	831,492(t)	4,368,471	3,094,921	1,326,437	831,492
小 型 船 荷 役	378,637(t)	1,731,936	1,183,132	507,056	379,820
は し け 運 送	88,372(t)	441,858	309,302	—	88,372
い か だ 運 送	0(M ³)	—	—	—	—
輸 出 貨 物 船 積	477,473(t)	2,387,365	1,671,244	716,298	477,473
コンテナ20F	734,580(個)	508,183,017	357,809,724	154,903,838	59,500,913
コンテナ40F	1,714,452(個)				
コンテナCFS	0(t)				
サ イ ロ	122,382(t)	611,910	428,340	183,576	183,576
R O R O 船	497,338(個・台・t)	9,738,522	6,818,407	2,890,167	2,891,560
機械荷役・機械下作業	888,504(t)	2,361,077	1,636,084	642,808	630,049
そ の 他 特 殊	74,868(t)	112,305	78,611	—	33,691
検 数	3,389,146(t)	1,694,582	1,186,200	—	—
検 量	340,936(t)	170,479	119,333	—	—
倉 庫 荷 役	751,451(t)	4,607,715	2,970,287	872,047	581,359
清掃・固定区画	256,240(個・台・t)	1,320,811	924,769	573,353	—
警 備	1,098(口)	109,500	75,920	—	—
各 扱 出 額 合 計	—	543,547,313	382,301,762	164,327,935	66,739,806
総 扱 出 額	—	1,156,916,816			
扱 出 事 業 者	144 社				

労務委員会関係報告

令和7年度の労務委員会では『地区労使団体交渉』と『地区事前協議会』における対応を中心とした活動を行った。

中央春闘については2月12日開催の第1回中央団交における要求書の提出を受けたことで始まり、春闘期間中に5回の日曜日24時間ストライキが実施され、最終的には5月14日開催の第5回中央団交にて仮協定書が締結されている。

地区春闘としては2月25日の地区団交において要求書の提出を受領、中央団交の経過を受け6月6日に地区団交を開催し、労使合意に至っている。

地区労使間では特に災害対策について重点的に取り組むことを確認しており、後述の安全委員会の項目にて詳細を記載する。

年末年始例外荷役については令和6年度の『不実施』を受け、早い段階より中央労使間での協議が重ねられた結果、10月9日開催の労使政策委員会にて精励金の件も含めた内容で労使合意に至り議事確認書が締結された。

地区では中央での合意内容を受けて11月14日に地区団交を開催し労使合意に至り協定書を締結している。

なお、今年度の年末年始期間中の荷役について、コンテナ船33隻(22,166TEU)及びコンテナ船以外の10隻を取り扱っている。

また、令和5年度より再編工事が進められている青海公共コンテナふ頭において、東京港で初めての事例である遠隔操作RTGが導入され3月末より稼働開始となっている。

最後に、第15期となる早朝ゲートオープンに関しては、中央労組からの指摘を受け、業として早朝ゲートオープンの在り方について再度検討・考え方を整理したうえで昨年度にあたる2025年3月24日に地区団交を開催し、協定書を締結した。

詳細やその他の主な活動については下記の通りとなっている。

I. 東京地区労使団体交渉 ／春闘・年末年始

1. 第150回 地区団交；春闘協定〔2025年6月6日付〕／概要

○労働環境整備のための取り組みについて

中央協定第1項（1）に基づき、東京港運協会会員店社は2025年4月3日付日本港運協会・国土交通省連名で出された『港湾運送事業の運賃・料金における適切な価格転嫁に向けたお願い』を活用して、価格転嫁と労務費を含む料金改定に取り組む。

また、東京港運協会としても魅力ある港湾労働の環境整備に資する対応として、本件に関する情報発信や周知活動並びに関係団体への働きかけについての取り組みを継続する。

○65歳定年制度について

18春闘協定（2018年4月16日付／地区）に基づく65歳定年制度について、各企業間労使の協議により誠実に対応する。

○安全に関する事項について

中央協定第5項（4）に基づき対応を行う。

なお、熱中症対策について4月に熱中症対策連絡会を開催し、要望があった会員店社に対して熱中症対策に関する物品も配布している。

会員店社は講習会で得られた見識や配布された物品等を活用し、熱中症の予防・応急処置や管理体制の整備を進める。

○地区独自要求について

（1）人員不足対策について、関係団体・行政と連携して高校生等／若年者を中心に東京港並びに港湾労働の認知度向上の取り組みを継続する。

（2）東京港運協会は震災時の命を守るための各現場における具体的な対策・行動の策定を推進するべく、労使協議の場で認識された課題等を各現場に提示する。

各現場労使においては早急に具体的な対策・行動の策定を進め、避難訓練を定期的実施する。

東京港運協会として各現場での対策等を取りまとめたうえ、労使で共有することにより各現場における震災対策を推進する。

関係団体・行政とも課題を共有し対策を進めていく。

（3）荷役機器やヤード内等の路面の安全対策については労使で情報を共有し、東京港運協会として必要に応じて港湾局・東京港埠頭株式会社への要請を行う。

また、足場のない本船に関する調査を改めて実施するとともに必要に応じて労使でパトロールを実施する。

2. 第 151 回 地区団交；年末年始協定〔2025 年 11 月 14 日付〕／ 概 要

○年末年始休日〔12 月 31 日， 1 月 2 ～ 4 日〕期間中の例外荷役実施に関する具体的対応の確認を行った。

また、精励金については労使政策委員会第 4 項を尊重し、諸物価高騰を鑑みた適正な対応をはかることとした。

なお、東京港としての公共性を勘案した対応として、関係者間で十分な協議に基づく合意案件について地区労使への事前報告のうえ作業を実施することができることとした。

II. 早朝ゲートオープンについて（第 15 期）

令和 7 年度の早朝ゲートオープンについては中央への申請段階にて組合からの産別協定違反の指摘を受けたことで、今一度早朝ゲートオープンの在り方について渋滞対策である原点に立ち返ることとし、下記 2025 年 3 月 24 日付協定書記載の通り、原則として 1 カ月前に労使ゲートオープン対策専門委員会へ申請を行う形式に変更したことで労使合意に至った。

今年度は当該専門委員会を 7 回開催し、産別協定順守に向けた取り組みを行うとともに効果的な早朝ゲートオープンの実施に努めた。

1. 早朝ゲートオープン協定〔2025 年 3 月 24 日付〕／変更点概要

○産別協定におけるゲートオープン時間の範囲外である特別対応という前提を再認識し、各ターミナルとして渋滞対策を十分講じたうえで、やむを得ない場合に限り周辺道路混雑の緩和を目的として実施することができる。

○早朝ゲートオープンの実施に際しては、その都度実施する期間等について関係店社間と企業内組合とで十分に協議し、東京港運協会を通じて合意した内容を労使ゲートオープン対策専門委員会へ申請を行う。当該専門委員会では申請内容について協議確認し可否を判断する。専門委員会への申請は原則として 1 カ月前の申請とする。

○産別協定の労働時間の制限を順守することを前提に、特定の労働者が過重労働にならないように配慮する。

なお、労使ゲートオープン対策専門委員会にて定期的に状況の確認を行い過重労働の防止に努める。

疑義や問題が発生した場合は専門委員会で協議を行い、東京都港湾局への申し入れや各ターミナルへの指導も含めて東京港運協会として責任ある対応を行う。

2. 労使ゲートオープン対策専門委員会の開催状況について

(1) 第1回労使ゲートオープン対策専門委員会／4月14日

- ・早朝ゲートオープンの実施状況／実施申請について
- ・労使パトロールの実施について
- ・周辺環境整備（NYTT 周辺の反射板等）の状況について

(2) 第2回労使ゲートオープン対策専門委員会／5月13日

- ・早朝ゲートオープンの実施状況／実施申請について
- ・環境整備の進め方について

(3) 第3回労使ゲートオープン対策専門委員会／6月6日

- ・早朝ゲートオープンの実施状況／実施申請について
- ・労使パトロールの実施結果について
- ・環境整備（青海公共ヤードグレーチング補修、雑草除去、暁 VP 照明）

(4) 第4回労使ゲートオープン対策専門委員会／10月7日

- ・早朝ゲートオープンの実施状況／実施申請について
- ・青海公共システムトラブルの件
- ・環境整備の報告（青海公共ヤードグレーチング補修、NYTT 周辺の反射板、雑草除去等）
- ・環境整備の件（有明グレーチング補修、中防 X2 アンローダー修繕、青海公共ヤード路面補修、青海公共 GC、防災無線、風向風速計）
- ・2026 年度早朝ゲートオープンについて（港湾局）

(5) 第5回労使ゲートオープン対策専門委員会／12月15日

- ・早朝ゲートオープンの実施状況／実施申請について
- ・1 月分早朝ゲートオープンについての留意事項について
- ・環境整備の報告（有明グレーチング補修、中防 X2 アンローダー修繕、青海公共 GC 等）
- ・環境整備の件（青海公共の不審者侵入対策）
- ・2026 年度早朝ゲートオープンについて（港湾局）
- ・2026 年度早朝ゲートオープン説明会の開催について

(6) 第6回労使ゲートオープン対策専門委員会／2月16日

- ・早朝ゲートオープンの実施状況／実施申請について
- ・環境整備の報告（青海公共ヤード路面補修）
- ・早朝ゲートオープン実績調査報告（従事人数・投入機械数）
- ・2026年度早朝ゲートオープンについて（港湾局）
- ・2026年度早朝ゲートオープンに関する中央申請の件
- ・2026年度早朝ゲートオープンに対する考え方

(7) 第7回労使ゲートオープン対策専門委員会／3月27日

- ・4月分の早朝ゲートオープンの申請状況について
- ・ストライキ突入の際の早朝ゲートオープンについて
- ・業側委員追加の件

Ⅲ. 青海公共再編整備について

現在整備工事を進めている青海公共の再編に当たっては従来のストラドルキャリア荷役方式から遠隔操作が可能なRTGを導入しての荷役方式に変更を予定しているが、令和8年3月31日より供用開始したA3ターミナルにおいて今般8基導入され、稼働を開始している。

東京港において初となる遠隔操作RTGの導入にあたり、現場労使並びに地区労使で十分に協議を重ね、中央労使の確認・現場視察を経たうえで最終的には地区事前協議会において労使合意となり稼働開始となっている。

今後は残り3ブロックの工事に併せて順次遠隔操作RTGの導入を進め、合計で26基の導入を予定している。

1. 本件に関する今年度の経過

- 2025年11月14日開催の地区団交にて「暫定作業基準確認書(案)」「覚書(案)」について労使合意。中央へ申請。
- 2026年1月15日に中央労組による青海公共の現場視察。
- 2026年1月27日開催の中央事前協議会にて地区へと案件付託。
- 2026年1月30日に中央の経過を受け「暫定作業基準確認書」「覚書」へ調印。
- 2026年2月17日第4回労務委員会にて「遠隔操作等の荷役機器に係る技能修了証に関する運用規定」について承認。同月20日施行。
- 2026年3月27日開催の地区事前協議会にて労使合意。

2. 暫定作業基準確認書〔2026年1月30日調印〕／基本事項：概要

- 昭和58年11月7日付「コンテナ専用ふ頭における作業基準に関する確認書」を基本とする
- 当該ターミナルにおける作業は港湾荷役事業者の業域と港湾労働者の職域であることを確認する。
- 安全確保を前提とし、作業環境の改善並びに安定的な雇用環境の維持を目的とする。安全担保の観点から遠隔操作RTGのオペレーターは別途労使で確認した習熟訓練を完了した者に限る。
- 大型特殊機器の運転作業はこれまで通り交代制を基本とする。
- 当該ターミナルの再編整備に合わせ、4段階で順次導入を行う。

※遠隔操作RTGのオペレーション内容や荷役方式作業体制等は割愛する。

3. 「遠隔操作等の荷役機器に係る技能修了証に関する運用規定」について

今後、東京港において遠隔操作等の荷役機器を導入した場合についても、東京港運協会として地区労使で確認された安全講習・習熟訓練を修了した者に対して技能修了証を発行することとしたので、その運用規定を定め、第4回労務委員会にて協議・決定した。

項目については以下の通りとなっている。

第1条 目的

第2条 発行対象・作業中の掲示

第3条 発行手続き

第4条 通し番号

第5条 管理・再発行

第6条 その他

IV. 東京地区安全委員会

1. コンテナ船甲板上多段揚積例外荷役について

コンテナ船甲板上多段揚積例外荷役の申請の内、新規航路等に関わる5・6段申請を4件、7・8段荷役及び9段荷役に関わる新規運航船についてそれぞれ73件及び2件の申請を受理している。

上記申請を受け、地区安全委員会を42回開催して労使で確認を行ったうえ、7・8段荷役及び9段荷役に関わる新規運航船については中央安全専門委員会へ申請を行い、全ての事案について承認を得ている。

なお、既に中央安全専門委員会／東京地区安全委員会です承されている航路に関する5・6段荷役申請については4半期ごとの事後報告として合計376件を処理している。

2. 自然災害対策について

第150回地区団交春闘協定〔2025年6月6日付〕4.（2）に基づき、①各現場労使で具体的な震災時対策の協議・策定、②各現場で避難訓練の定期的な実施、③対策をとりまとめ労使で好事例等を共有し震災対策を推進するため、7月14日に第1回東京地区安全委員会を開催し、ターミナル・バースごとの避難マニュアルの策定に着手した。

各社の震災時対策の好事例のとりまとめを進める中、9月11日に東京港において突風を起因とする死亡災害が発生したことを契機として、これまでの震災対策に新たに突風被害を加えた自然災害対策を策定するべく10月1日に第2回東京地区安全委員会を開催した。

災害時の現場状況を共有した上で、再発防止に向けて港湾貨物運送事業労働災害防止規定等に記載されている作業中止基準等を踏まえた「突風災害に関しての作業中止基準・退避基準の考え方」について労使共有し、改めて各現場における自然災害時対策の策定を進め、今後は地区労使での好事例の共有を図り、なお一層の自然災害対策を推進していく。

V. 東京地区事前協議会

中央事前協議会から付された革新船(コンテナ船・Ro／Ro 船他)及び施設案件と地区案件について、その内容(作業体制他)確認のため12回〔2025年4月分～2026年3月分〕の地区事前協議会を開催し、当該期間中に取り扱った案件を労使で確認し、中央事前協議会経由の重要・軽微案件について中央へ回答を行った。

また、2026年4月より順次、プレミアアライアンス(ONE・YML・HMM)の改編が行われるため、それに伴う事前協議案件(3月27日開催)についての対応も行った。

今年度対応した案件の内訳については下記の通りとなっている。

【中央／重要案件・軽微案件】

①新規航路／航路改編		16件〔重要案件6件を含む〕
②臨時配船／臨時寄港		69件
③増配船		11件
④施設案件		1件〔重要案件〕

【中央／報告案件】

⑤代替配船／投入予定本船の変更・決定	...	413件
⑥減配船		6件
⑦航路の休止／廃止		4件
⑧その他		22件
(案件取下げ／船名・船社名等の変更、他)		

【地区案件】

⑨臨時対応		3件
⑩施設関係		2件

期間内合計		547件
-------	-------	------

VI. 人員不足対策について

第 150 回地区団交春闘協定〔2025 年 6 月 6 日付〕4.（1）の通り、労使でも人員不足対策について関心事となっており、今年度も港湾労働安定協会が行う厚生労働省交付金事業である「港湾運送業若年者理解・入職促進事業（みなと de ワーク事業）」に協力し、今年度は 3 回実施している。

また、今年度より東京労働局との連携により、都内 14 か所のハローワークの職員（職業指導官・窓口担当職員等）に港湾運送そのものへの理解促進を図るため、東京港での就労状況及び港湾労働の現場を実際に見ていただき、ハローワーク経由での港湾労働への入職促進を目指す取り組みを行った。

1. みなと de ワーク事業

（1）7 月 15 日 高校生の東京港見学会（生徒 8 名・引率教諭 2 名）

①青海 4 号コンテナターミナル見学／港湾運送業・職種紹介

（鈴江コーポレーション(株)、(株)太洋マリーン、泉海陸作業(株)、富士港運(株)）

②品川内貿ふ頭見学／港湾運送業・職種紹介（栗林運輸(株)）

（2）11 月 4 日 若年求職者向けの業界セミナー（求職者 11 名）

実施場所：東京わかものハローワーク

実施内容：港湾運送業・職種紹介（東京港運協会）

（3）2 月 20 日 若年求職者向けの業界セミナー（求職者 7 名）

実施場所：せたがや若者サポートステーション

実施内容：港湾運送業・職種紹介（東京港運協会）

2. 港湾運送業界理解促進研修

（1）9 月 22 日 ハローワーク職員向けの研修（職員 20 名）

①中防外側コンテナターミナル Y 2 見学／港湾運送業・職種紹介

（日本通運(株)）

②中防内側ユニットロード（Ro/Ro 船、上屋）見学

／港湾運送業・職種紹介（日本通運(株)）

（2）3 月 6 日 ハローワーク職員向けの研修（職員 22 名）

①品川内貿ふ頭見学／港湾運送業・職種紹介（栗林運輸(株)）

②大井 7 号コンテナターミナル見学／港湾運送業・職種紹介

（(株)ユニエツクス NCT）

以 上

企画政策委員会関係報告

企画政策委員会は、港湾運送事業の向上発展のための総合的対策に関わる事項について調査研究を行うとともに、そのための情報及び資料の収集活動を行うことを目的としている。

委員会の事業内容は、次のとおりである。

1. 委員会の開催

(1) 第1回：令和7年5月9日（金）（書面開催）

議 題：1) 令和6年度 企画政策委員会関係報告(案)について

2. 早朝ゲートオープン

(1) 経緯

東京都からの要請に基づき、当協会が港湾労働組合の協力を得て、平成23年12月から早朝ゲートオープンの取組みを実施しており、東京港のコンテナ貨物量が増加しているのにもかかわらず、港湾作業の終了時間が短縮されるなど、一定の効果を上げている。

令和7年度においても、地区労使協議の結果、組合の協力を得て、令和8年3月31日まで、希望ターミナルにおいて実施することができた。

(2) 実施概要

- | | | |
|---|----------------|---|
| ① | 実施主体 | 東京都港湾局及び東京港埠頭㈱ |
| ② | 受託者 | 当協会（東京港埠頭㈱から実施関係事務を受託） |
| ③ | 対象ふ頭 | 東京港の全コンテナターミナル |
| ④ | 実施時間 | 午前7時30分から午前8時30分まで |
| ⑤ | 実施曜日 | 原則として月曜日から金曜日まで（土日祝日及び年末年始は実施しない。）
但し、実施ターミナルの判断により、特定の曜日及び繁忙期による臨時実施は柔軟に対応可能とする |
| ⑥ | 取扱貨物
(コンテナ) | 実入り・空及び搬入・搬出の種別について、制限は設けない。また、期間中においても、コンテナ種別の変更は可能とする |
| ⑦ | 事前予約 | 事前予約の必要はなし |
| ⑧ | 経 費 | 利用者から料金は収受せず、東京都港湾局及び東京港埠頭㈱が8時30分までにインゲート処理を行ったコンテナ1個当たり2,949円(税込)を負担する |

(3) 早朝ゲートオープンにおけるコンテナ取扱個数の実績

〈 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日 〉 (単位：個)

区 分	実 入		空		計
	搬 出	搬 入	搬 出	搬 入	
合 計	16,728	6,056	2,472	20,139	45,395
月 平 均	1,394	504	206	1,678	3,782

過去 3 ヶ年実績(単位：個)

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
取扱個数	80,365	57,145	45,395

なお、令和 6 年度から早朝ゲートオープンの実施について関係者間で協議・調整を定期的に行っている。

3. 東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画及び東京港港湾脱炭素化推進計画について

東京都港湾局は、東京港の脱炭素化に向けた取組を戦略的に推進していくため、令和 4 年 6 月に設置された東京港 CNP 検討会における構成員の企業・団体からの意見・取組状況等を踏まえ、令和 5 年 3 月に「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を策定した。本計画は東京港を利用する港湾運送事業者、船会社など民間事業者等を含む港湾地域全体を対象として 2030 年のカーボンハーフ、2050 年のカーボンニュートラルに向けたロードマップを定めている。

国は、令和 4 年に港湾法を改正し、港湾管理者が官民連携による「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、同計画に基づき各関係者がそれぞれの取組を進める体制を構築した。令和 5 年 3 月には、港湾管理者が計画を作成する際の参考となるよう計画のプロセス、計画の達成状況の評価方法等をまとめた「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公表した。

これに合わせて東京都は、「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」をアップデートするため、令和 6 年 12 月に「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）推進協議会」を設置し、令和 7 年 3 月に「東京港港湾脱炭素化推進計画（素案）」を取りまとめた。

さらに令和 8 年 3 月、東京港を利用する民間事業者の取組みを盛込んだ「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画 2. 0」が公表された。

4. 東京港第9次改訂港湾計画について

(1) 計画策定の背景と策定作業

第8次改訂計画の策定後、アジア貨物の更なる増加と船舶の大型化の進展や少子高齢化等による労働力不足や、AIやIoT等の情報通信技術の進化など社会情勢も変化している。一方、首都直下地震等の発生や、激甚化・頻発化している高潮・暴風等のリスクの増大が懸念されるようになった。

このような東京港を取り巻く環境の変化に対応すべく2040年代を見据えた長期的な視点で東京港を進化させるため、令和4年1月、東京港湾審議会にて「東京港第9次港湾改訂計画に向けた長期構想」が答申された。この内容を踏まえ、東京都は「東京港第9次改訂港湾計画」の策定に向けて、学識経験者や港湾利用者、関係官庁で構成する調査検討委員会を令和4年9月に設置し、「東京港第9次改訂港湾計画」の中間報告を取り纏め、令和5年5月に東京港湾審議会に報告した後、6月にパブリックコメントの募集が行われた。その後、9月に東京港湾審議会の答申を経て、12月1日に公示された。

(2) 計画の方針と港湾物流機能の強化策

この第9次計画では、「進化し続ける未来創造港湾 東京港 ～スマートポートの実現～」とし、常に港の新陳代謝を進め、新たな価値を創造し、国際競争力が高く進化し続ける港を基本方針としている。

港湾物流に係る計画の骨子は以下のとおりである。

①コンテナ埠頭

ア) 新海面処分場コンテナ埠頭の機能拡充

- ・Z0、Z2（水深-15m～-16m、延長600m）
- ・Z1（水深-16m～-16.5m）

イ) 青海コンテナ埠頭の機能拡充

- ・岸壁増深（A3～A4）

ウ) 大井コンテナ埠頭の機能拡充

- ・岸壁増深、拡張（8号）

エ) 品川コンテナ埠頭の機能拡充

- ・岸壁増深、拡張

②内貿ユニットロード・フェリー埠頭

ア) 中央防波堤内側内貿ユニットロード埠頭の機能拡充

- ・X6～X7（水深-9m、延長500m）
- ・X4～X5（水深-9m、延長460m）の延長を500mに延伸

イ) 10号地その2内貿ユニットロード埠頭の機能拡充

- ・岸壁増深・拡張

ウ) 10号地その他内貿多目的(フェリー)埠頭の機能強化

③防災・維持管理

ア) 耐震強化岸壁の拡充

- ・新海面処分場コンテナ埠頭 Z0、Z2
- ・中央防波堤内側内貿ユニットロード埠頭 X6、X7

5. 東京コンテナビジョン2050について

令和6年12月、東京都港湾局は2050年を見据えた東京港のコンテナターミナルを対象とした経営戦略を策定する旨を表明し、令和7年1月末、東京コンテナビジョン2050(素案)を公表し、パブリックコメントを募集した。これを反映後、令和7年3月末に東京港のコンテナ埠頭の2050年の将来像とその実現に向けた戦略を示す「東京コンテナビジョン2050」を策定した。

このビジョンでは東京港のコンテナ埠頭の目指すべき方向性として、2050年の将来像に「東京港の機能強化を大胆に進めていくことで、世界トップクラスの効率性やサステナビリティを実現し、グローバルサプライチェーンの中核として日本の経済成長を牽引し、国民生活を守る」ことを掲げ、以下の3点の目指すべき方向性を示した。

- ① AI や IoT など最先端技術の活用により、世界トップレベルの効率性等を備えた「スマートターミナル」を構築する。
- ② 水素やグリーン電力などを活用することで、環境負荷の少ない持続可能な「ゼロエミッションターミナル」へと転換する。
- ③ コンテナ物流を共有し、コンテナの流れの最適化により「サプライチェーンの3S（スピーディ、スムーズ、サステナブル）」を実現する。

また2035年の中間目標は「主力埠頭の大井コンテナ埠頭などを世界最先端のコンテナターミナルへとバージョンアップすることで、コンテナターミナルのDX・脱炭素化を強力に推進」としている。

将来像の実現に向けては「コンテナターミナルの機能強化」「DXの推進」「サプライチェーンの効率化」「脱炭素化の推進」「サステナビリティの推進」「推進体制の強化」の6つの戦略を進めていくこととしている。

建設土対策委員会関係報告

令和 7 年度の建設土対策委員会は 1 回開催され、広域利用等の公共建設工事に伴い発生する建設発生土の適正処理及び有効利用を目的として、「建設発生土広域利用事業」、「城南島建設発生土事業」及び中央新幹線建設工事に関連する「中央防波堤内側埋立地臨時積出施設事業」を実施した。

建設土対策委員会における事業内容は、以下のとおりである。

1. 委員会の開催

(1) 第 1 回委員会 令和 7 年 5 月 9 日 (金) 開催

議題 1. 令和 6 年度 取扱実績報告について

(1) 令和 6 年度 建設発生土広域利用積出作業報告書

(2) 令和 6 年度 城南島建設発生土処理実績報告書

2. 令和 6 年度 建設土対策委員会関係報告 (案) について

3. 令和 7 年度 建設発生土事業について

2. 建設発生土広域利用事業

東京都内から発生した公共工事の建設発生土を東京港埠頭株式会社が土質審査後に受入れ、株式会社建設資源広域利用センターが船舶海上輸送し各地方港湾の埋立用材として活用するもので、東京都における都市問題と地方圏における環境問題を解決する事業としている。

本年度、中央防波堤内側地区にある積出基地において 17,657. 00 m³が積出され、地方港湾 (広島港) に運搬した。

(1) 実作業期間 令和 7 年 11 月 26 日 ~ 令和 8 年 2 月 28 日

(2) 年間積出土量 17,657. 00 m³

(3) 仕 向 地 広島港

参考：過去 5 ケ年実績 (m³)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年間積出土量	119,998	59,998	14,456	17,912	17,657

3. 城南島建設発生土事業

東京港の城南島積出基地から、広域利用等の公共建設発生土を除く建設発生土の積出しを行うため、港運業者 10 社出資による「東京港運ジェイ・ブイ株式会社」に統括管理及び運営を委託している。本年度は城南島建設発生土積出ふ頭より、373,934. 55 m³を積出した。

当協会の業務は、同施設における港湾施設用地及び水域占用使用に関し、東京都との調整及び承認申請手続を行うほか、年間を通し施設利用のために“建設発生土搬入券”を発行している。

- (1) 作業期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
- (2) 年間積出土量 373,934. 55 m³
- (3) 搬入車両台数 67,988. 10 台 (10 トン車換算)
- (4) 搬入券発行枚数 82,865. 00 枚

参考：過去 5 ケ年実績(m³)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年間積出土量	995,341	650,081	447,998	422,198	373,934

4. 中央防波堤内側埋立地臨時積出施設事業

東海旅客鉄道株式会社の要請に基づき、中央新幹線建設工事（シールドトンネル工事）から発生する建設発生土については、外環事故発生に伴う大深度シールド工事の確認、説明が必要となったことから、工事進捗が大幅に遅れ、ようやく令和 7 年 9 月から中央防波堤内側埋立地臨時積出施設より 39,813. 60 m³を積出した。

しかしながら、同年 10 月、同工事において路面が隆起する事故が発生したことにより、工事全体の進捗に影響を受ける結果となり、本事業は令和 8 年度中の再開を予定している。

- (1) 作業期間 令和 7 年 9 月 8 日 ～ 令和 7 年 10 月 28 日
- (2) 年間積出土量 39,813. 60 m³
- (3) 搬入車両台数 7,512. 00 台 (10 トン車換算)

東京港道路交通問題対策委員会関係報告

東京港道路交通問題対策委員会は1回開催し、東京港の道路交通全般に関わる諸問題について協議を行うことを目的とし、大井、青海・中央防波堤の各地区に設置された周辺道路交通対策協議会と連携を図りながら、東京港全体の諸問題について対応を行った。

令和7年度の事業内容は、次のとおりである。

1. 委員会の開催について

第1回：令和7年5月9日（金）（書面開催）

議 題：Ⅰ. 令和6年度 東京港道路交通問題対策委員会関係
報告（案）について

2. 車両待機場を活用した東京港におけるコンテナ搬出入予約制事業

東京都では、東京港のふ頭周辺における交通混雑を緩和するため、令和3年度から東京港埠頭㈱及び(一社)東京港運協会を含む3者による共同事業として「車両待機場を活用した東京港におけるコンテナ搬出入予約制事業」を実施している。車両待機場は平成29年に供用開始された大井車両待機場を使用している。

前年度に引続き、国土交通省関東地方整備局の協力のもと、コンテナ物流の効率化及び生産性向上の実現を目的とした新・港湾情報システム「CONPAS」を活用した予約制事業を大井1・2号、大井3・4号、大井6・7号、青海4号ターミナル、そして本年度から中防外側Y1ターミナルも加わり計5ターミナルで実施した。予約制事業を大井1・2号、3・4号については本年度から常用運用を開始し、大井6・7号も途中から常用運用となった。常用運用以外のターミナルは第8期（令和7年9月～11月）、第9期（令和8年1月～3月）の平日のみ延べ63日間で実施された。

本年度は中防外側埠頭で初めてCONPASの取組を開始するなど実施規模の拡大を図ったほか、一部ターミナルにおいて搬入情報の事前照合機能のトライアルを行うなど、ターミナル運営の更なる取組や、関係者の意見を踏まえたCONPASの機能改善等を行った。

業界紙等への広告掲載も行い、参加対象の陸運事業者数も堅調に推移している。

○各期間予約本数実績

ターミナル名	第 8 期 (9 月 18 日～10 月 17 日) (Y1 のみ 10 月 27 日～11 月 10 日)	第 9 期 (大井 6・7 号 2 月 28 日～3 月 6 日) (青海 4 号 1 月 26 日～2 月 20 日) (中防 Y1 3 月 2 日～3 月 13 日)
大井 6・7 号	754 本	189 本
青海 4 号	758 本	977 本
中防外側 Y1	129 本	321 本

3. 東京港ストックヤード設置に関する運用について

東京港埠頭(株)は、宵積み貨物引取りのピークタイム（14 時～16 時 30 分）を避けた実入りコンテナの搬出を促進し、搬出時間の平準化を図るため、輸入実入り引取りコンテナを積載したシャーシーの仮置き可能な場所として、大井地区に「東京港ストックヤード」を開設・稼働させている。

この結果、東京港の渋滞緩和に一定の効果을あげている。

ストックヤードの概要は、次のとおりである。

- ・場 所：東京都大田区東海四丁目（中央陸橋横、税関裏）
- ・供 用 開 始：平成 29 年 3 月
- ・開 場 時 間：365 日 午前 8 時 30 分～翌 8 時
- ・収 容 台 数：186 台
- ・対 象 貨 物：輸入実入り引取りコンテナ積載シャーシー（搬出貨物）
- ・利 用 料 金：無料
- ・月間平均稼働率：98%

4. 台切りシャーシー対策等について

東京都は、東京港コンテナふ頭周辺における放置車両（台切りシャーシー）による交通渋滞の解消を図るため、平成 26 年 2 月に「東京港総合渋滞対策」を策定し、台切りシャーシー対策に取り組むこととした。

これを根絶するため、平成 27 年 3 月 20 日付で港湾法 第 37 条の 3 に基づき、臨港地区等を「放置等禁止区域」、台切りシャーシーを「放置等禁止物件」に指定して取締強化を図っている。

取締り方法として、東京都職員が放置禁止区域内のパトロールを実施し、放置等禁止物件の違反台切りシャーシー車両を発見した際には、警告書の貼付又は警告フラッグを取り付けている。何度も違反を重ねる悪質な事業者については、告発することとしている。

また、当協会 会員が中心で構成されている大井・青海地区の交通対策協議会においても定期的に自主パトロールを実施している。

台切りシャーシーの受け皿施設として、大井地区に時間貸しシャーシープールを用意している。

5. 早朝ゲートオープンの実施について

東京都からの要請に基づき、東京港では港運事業者が港湾労働組合の協力を得て、平成 23 年 12 月から早朝ゲートオープンの取組みを実施しており、コンテナ車両の集中が緩和され、コンテナ車両の待ち時間や港湾作業の終了時間が短縮されるなどの一定の効果を発揮している。

令和 7 年度においても、地区労使協議による結果、組合の協力を得て、令和 8 年 3 月 31 日まで希望ターミナルにおいて実施できることとなった。

○利用実績：令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月 45,395 個

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
取扱個数	80,365	57,145	45,395

※過去 3 ヶ年実績（単位：個）

6. オフピーク搬出入の推進について

物流の2024年問題への対応を契機に、トラックのゲート前待機時間の削減に向けて、令和6年度から東京港デポや荷主の最寄りのデポを活用し、ターミナルが比較的空いている午前中などの時間帯にコンテナ搬出入を行う「オフピーク搬出入」を行っている。令和6年度のオフピーク搬出入モデル事業では10日間で114本のコンテナの輸送が実施され、輸送時間が短縮されるなどの効率化が確認された。

令和7年度は、オフピーク搬出入モデル事業に加えて、シャーシの共同利用によって、ターミナルと東京港デポ間のシャトル輸送、東京港デポと荷主最寄デポ間を夜間輸送を実施するオフピークシャトル試験輸送を実施し、オフピークシャトル輸送の事業化に向けた課題の検証が行われた。

* 令和7年度 オフピーク搬出入モデル事業

○実施期間 令和7年11月4日～12月12日

○実施本数 427本

東京港内工事対策委員会関係報告

当協会では東京港内における海上工事の実施に伴い、各工事施工の安全円滑な進捗への協力、船舶の航行安全に向けた安全対策の取組みを行っている。

このような安全対策の取組みを進めるとともに、当委員会はこれらの工事における港湾運送事業者として関係する業域・職域を把握し、港湾運送事業者として担うべき業務について、その受託体制を整えるべく活動を行っている。

東京 2020 大会閉幕以降、各海上工事の規模も小さく、また工事件数も減少している状況下で、発注者等を含めた関係者からの情報収集に努めた一年であった。今後は大井コンテナ埠頭再編に関わる海上工事等の情報収集にも本委員会として注力して行く。

本年度の活動は以下の通りである。

1. 委員会の開催

(1) 第1回委員会 令和7年5月9日(金)

議題 ① 令和6年度 東京港内工事対策委員会関係報告(案)について

CNP推進対策委員会関係報告

CNP推進対策委員会は東京港の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するためカーボンニュートラルポート(CNP)の形成に対し適切な対応が図れるよう、その具体的な検討を行うため令和5年7月に設置された。本委員会の令和7年度の活動は以下のとおりである。

1. 委員会の開催について

- ・第1回委員会 令和7年5月9日(金) (書面開催)
議 題 I. 令和6年度CNP推進対策委員会関係報告(案)について
- ・第2回委員会 令和8年1月23日(金)
議 題 I. 「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画2.0(案)」の検討状況
II. EV急速充電設備(ワールド流通センター)の設置

2. 東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画2.0について

東京都港湾局は、東京港の脱炭素化に向けた取組を戦略的に推進していくため、令和4年6月に設置された東京港CNP検討会における構成員の企業・団体からの意見・取組状況を踏まえ、令和5年3月に「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画」を策定した。

本計画は東京港を利用する港湾運送事業者、船会社など民間事業者等を含む港湾地域全体を対象として2030年のカーボンハーフ、2050年のカーボンニュートラルに向けたロードマップを定めている。CNP形成に向けた方針として、背後地も含めた港湾地域における面的・効率的な脱炭素化を官民一体で推進し、東京港で使用する水素・燃料アンモニア等の最適な供給に向け、周辺の自治体やエネルギー事業者等と供給体制を構築することとしている。

また、国はカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進するため、令和4年に港湾法を改正し、港湾管理者が官民連携による「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、同計画に基づいて各関係者がそれぞれの取組を進める体制を構築した。令和5年3月には、港湾管理者が計画を作成する際の参考となるよう計画のプロセス、計画の達成状況の評価方法等をまとめた「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公

表した。

これに合わせ東京都は「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画」をアップデートするため、令和6年12月に「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)推進協議会」を立ち上げ、令和7年3月に「東京港港湾脱炭素化推進計画(素案)」を取りまとめた。その後、パブリックコメントの公募を行い、令和8年3月に「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画2.0」が策定された。

3. 東京港におけるカーボンニュートラル推進に向けた取組について

東京都港湾局は2050年のカーボンニュートラルポート(CNP)の実現に向けて脱炭素化の取組を推進している。主な取組は以下の通りである。

① F C換装型荷役機械等導入促進事業

外貿コンテナ埠頭の借受者及び借受者の同意を得た港湾運送事業者等を対象に令和5年度より「水素燃料電池(F C)に換装が可能なR T G」及び「水素エネルギーで稼働するR T G」を導入する際の費用を対象とし、内容としては対象経費の1/2(上限額:1億円)となる。

② 港湾トレーラーの脱炭素化プロジェクト

埠頭内で使用されているトレーラーの脱炭素化を図ることを目的に令和6年度から3年間、燃料電池(F C)トレーラー等をコンテナ埠頭内の荷役作業で使用するプロジェクトを開始する。東京都がプロジェクトを実施する事業者を公募し、応募事業者はE VトレーラーまたはF Cトレーラー等からいずれかを選択し車両調達後、実際の荷役作業を一定期間実施する。プロジェクトに係る費用は東京都が負担する。

③ C O₂フリー電力の全コンテナ埠頭導入

東京港の全コンテナ埠頭におけるC O₂フリー電力の導入に向けて、東京港埠頭株式会社が各コンテナターミナル借受者と協議を行い、令和6年4月に各コンテナ埠頭において電力契約の更新に合わせて、全コンテナターミナルでのC O₂フリー電力導入となった。

4. EV用急速充電器の設置について

東京港カーボンニュートラルポート(CNP)計画に資するため、ワールド流通センター(株)と当協会が共同し、令和7年8月にワールド流通センター(株)内駐車場にEV専用急速充電器を2基設置した。

(概略仕様)

- ・ E N E O S 急速充電器 (ニチコン社製) 50kW 1プラグ×2基
EV車 40kWh の場合、40 分の充電で約 80%

価格転嫁推進委員会関係報告

価格転嫁推進委員会は価格転嫁に関する一般的な動向、概括的な公知情報等の確認や関係機関との連絡、調整を行い適正な価格転嫁の実現に向け適正な対応が図れるように令和6年7月に設置された。
本委員会の令和7年度の活動は以下のとおりである。

1. 委員会の開催について

- ・第1回委員会 令和7年4月16日(水)

- 議題
- I. 東京商工会議所の価格転嫁の推進に関する支援策について
 - II. 日本港運協会・国土交通省 連名文書ほかについて
 - III. 東京会議所の会員企業に対する価格転嫁の要望書について
 - IV. 早朝ゲートオープンの助成金単価アップについて

2. 港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドラインについて

港湾運送事業は、海上輸送と陸上輸送を結びつける役割を担っているが、船舶の入出港や貨物の搬出入に合わせた港湾の労働条件や労働環境に加えて、国内の生産年齢人口の減少や時間外労働の上限規制の適用に伴い、近年担い手不足が深刻化している。

国土交通省が、令和7年6月に公表した「港湾労働者不足対策等アクションプラン2025」策定時の実態調査でも港湾運送事業の担い手不足の常態化の懸念と運賃・価格の収受状況についても価格転嫁が十分でない状況が浮き彫りになった。

このような状況を改善するためには、船社・荷主等に港湾ユーザーと港湾運送事業者が対等な立場で運賃・料金協議を行い、労働条件や労働環境に見合った人件費や物件費は適切に反映された運賃・料金を設定・収受できる取引環境の整備が必要であり、このため国土交通省は学識経験者の委員のもと、令和7年9月から「港湾運送事業における適正取引等のためのガイドライン検討委員会」を4回にわたり開催した。また船社・荷主・港湾運送事業者へのヒアリングを経て、令和8年2月に「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライ

ン」が公表された。

本ガイドラインには運賃・料金等に係る具体的な取引事例に対する関係法令の適用を整理した上で、望ましい取引形態等が提示されており、「港湾運送業界」と「船社・荷主」ごとに具体的な取引例も提示している。

当協会は本ガイドラインの策定を受け、船社・荷主を始めとした港湾ユーザー宛に「港湾運送事業の取引適正化に向けたお願い」文書を当協会長名で発出している。